

# 第4次東大阪市男女共同参画推進計画（改定版）概要

計画期間：令和3年度～令和12年度（令和8年3月改定）

## 趣旨

「男女共同参画社会基本法」に規定された地方公共団体の責務、並びに「東大阪市男女共同参画推進条例」に基づき、すべての人が自らの能力を最大限発揮するための機会を享受できる社会の実現をジェンダー平等の視点を持って総合的かつ計画的に推進するために策定

## 計画の位置づけ

「男女共同参画社会基本法」  
「DV防止法」  
「女性活躍推進法」  
「女性支援法」  
に基づく市町村計画

## 東大阪市を取り巻く状況

- 少子高齢化の進展
- 世帯の小規模化
- 働く女性の増加
- 未婚女性と子育て期女性の労働力率格差
- 共働き世帯の増加
- 雇用形態の男女格差

## 指標

項目	現状値	目標値
男性職員（常勤）の2週間以上の育児休業の取得率	50.0%	85%
審議会等における女性委員の割合	32.6%	40～60%
女性委員のいない審議会等の割合	6.4%	0%
市職員における総括主幹以上の職にある職員に占める女性割合（消防局を除く）	24.2%	30%
25歳～64歳の女性の就業率	72.7%	75.2%
セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）という言葉を知っている人の割合	9.1%	計画策定時から倍増
DV専門相談など暴力を受けたときに相談する場所を知っている人の割合	74.6%	100%
暴力を受けたことがあるが、どこにも相談したことがない人の割合	29.3%	0%
固定的な性別役割分担意識に同意しない人の割合	64.8%	70%
「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合	51.9%	100%
育児期（0歳から11歳の子どもを養育している時期）にある男性のうち、平日に育児に参画しない人の割合	21.6%	計画策定時から半減
男女共同参画センター・イコラーム主催の事業に参加した10代から30代の人の割合	7.6%	15%

## 推進体制

- ・庁内推進体制の強化
- ・条例に基づく施策の推進
- ・計画の進捗管理（PDCAサイクル）
- ・男女共同参画社会づくりの拠点の充実（男女共同参画センターの充実）

## 計画のめざす姿と基本理念

### 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

- (1) 全ての人の性別等にかかわらず人権の尊重
- (2) 社会における制度または慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立
- (5) 全ての人の生涯にわたる健康の確保についての配慮
- (6) 国際社会の取組への配慮

## 重点項目

- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- モノづくり分野への女性の参入促進
- 性的多様性の尊重とセクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進
- ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
- 貧困など複合的に困難を抱える人々の支援と共生の取組
- 男女共同参画の視点に立った子ども・若者の育成
- 性別による無意識の偏見への気づきの促進

### 基本方針

### 基本方向

### 基本施策

#### I あらゆる分野における男女共同参画の推進

- (1) 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (3) 女性の活躍促進

- ① あらゆる人々が共に働きやすい職場環境づくりへの支援
- ② 仕事と子育て・介護との両立支援
- ③ 就職・再就職・起業等の支援
- ④ 審議会などへの女性の登用推進
- ⑤ 市の女性職員の登用推進
- ⑥ 地域社会での女性の参画推進
- ⑦ 女性人材の育成
- ⑧ 就労の場での男女の均等な機会と待遇の確保
- ⑨ 事業所の積極的な取組への支援
- ⑩ 発達段階に応じたキャリア教育の実施

#### II 健やかに安心して暮らせる社会づくり

- (4) 生涯にわたる心と体の健康づくり
- (5) DV防止対策の推進
- (6) あらゆる暴力の根絶

- ⑪ 全ての人の生涯を通じた健康保持・増進支援
- ⑫ 妊娠出産等に関する母子の健康支援
- ⑬ セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の普及・啓発推進
- ⑭ DV相談の充実
- ⑮ 支援と連携の強化
- ⑯ 啓発と早期発見
- ⑰ デートDVへの取組
- ⑱ ジェンダーに基づく暴力の防止に関する理解の促進
- ⑲ 子どもの人権についての理解
- ⑳ あらゆる暴力をなくすための取組
- ㉑ ひどい親家庭等への支援
- ㉒ 高齢者への支援
- ㉓ 障害者（児）への支援
- ㉔ 外国人住民への支援
- ㉕ 生活困窮者への支援
- ㉖ 困難な状況を抱える人々の課題解決のための支援
- ㉗ 安心して暮らせるまちづくり

#### III 男女共同参画に向けた意識形成

- (8) 男女共同参画に関する教育の推進と意識の醸成
- (9) 家庭生活や地域における男女共同参画の推進
- (10) 多様な性や家族形態への理解の促進
- (11) 多文化への理解と交流の推進

- ㉘ 保育・学校教育中でのジェンダー平等意識の育成
- ㉙ 男女共同参画についての理解の促進
- ㉚ 多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保
- ㉛ 人権尊重と人権侵害についての理解の促進
- ㉜ 男性の家事・育児・介護等への参画の促進
- ㉝ 地域における男女共同参画の推進
- ㉞ 安心・安全の分野への男女共同参画の推進
- ㉟ 多様な性や家族形態への理解の促進
- ㊱ 多文化共生の推進